

令和 8 年度宇部市産前・産後サポート事業補助対象事業者募集要項

1 募集の概要

宇部市では、安心して地域で、妊娠・出産・育児を行うことができるよう、子育てを応援するまちづくりを目指しています。このたび、「宇部市産前・産後サポート事業実施要綱(以下「実施要綱」とする)及び宇部市産前・産後サポート事業補助金交付要綱(以下「補助金要綱」とする。)に基づき、妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、相談支援及びサポートを行う支援活動に対し、「宇部市産前・産後サポート事業補助金」を交付するため、以下のとおり対象団体等を募集します。

2 補助対象事業者

宇部市内に活動拠点のある団体等で、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 宇部市内で自主的に妊産婦及び子どもに対し支援活動を実施する社会福祉法人、NPO 法人又は母子保健・子育て支援を継続して実施していると認められる民間団体であること。
- (2) 支援活動について、月に1回以上実施しており、1 回につき、2名以上の妊産婦等又は子どもの利用者がいること。
- (3) 実施要綱の実施内容の業務が遂行できる専門職の配置が可能であること。
- (4) 支援活動に係る相談や講習会等への参加費等は無料であるなど、営利を目的とした事業でないこと。
- (5) 支援活動の実施に当たり、利用者の安全管理、衛生管理及び個人情報保護に十分配慮していること。
- (6) 会則等の定めを有すること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が構成する団体(以下「暴力団」という。)又は暴力団、その構成員もしくは第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者の統制の下にある団体でないこと。
- (8) 宗教又は政治活動を目的とした事業でないこと。
- (9) 団体の活動内容が公序良俗に反しないこと。
- (10) 国、地方公共団体等からこの要綱による補助金に類する補助その他の給付(以下「その他の補助金等」という。)を受けていないこと。

3 対象者

対象者は、妊娠・出産及び産後に、身近に心身の不調や心配事などを相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当とされる、市内に居住または市内に里帰り中の妊産婦等及びその家族(以下「利用者」という。)とする。

4 補助対象事業

補助対象事業者は、次に掲げる事業を月 4 回程度実施し、母子保健関係機関、関係事業者との連絡調整を必ず実施するものとする。なお、子育て経験者やシニア世代の者等を対象に産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会など開催し、妊産婦をサポートできる人材育成に努めるものとする。ただし、子育て経験者、ヘルパー等が実施する家事援助及び物品支援並びに一方的な

情報発信のみで相談対応のない事業、並びに食事の提供を伴う事業は、対象外とする。

- (1) 妊娠・出産・産後の心身の不調に関する相談支援
- (2) 座談会等を通じた参加者同士の交流サポート

5 実施担当者

補助対象事業者は、補助対象事業を実施するに当たり、次の(1)から(4)までに掲げる者を必要に応じて配置するものとする。ただし、4(1)の相談支援については、下記実務担当者(1)に掲げる専門職を担当者とし、専門的な立場から相談支援を行うものとする。また、利用者に直接支援を行う者に対しては、講習会を実施する等、利用者に対して適切な支援が行えるように配慮するものとする。

- (1) 助産師、保健師又は看護師等の医療専門職
- (2) 保育士等子育てに関する専門職
- (3) 子育て経験者、シニア世代の者等
- (4) その他支援、援助活動の調整等の事務を行う者

6 補助金の額

補助金の交付額は、1 団体につき、1,500,000 円を上限とする。なお、補助金の交付額の総額は、予算に定める額を限度とし、対象費目は別表のとおりとする。

別表

費目	対象経費
人件費	・妊娠・出産・産後の心身の不調に関する相談支援を行うスタッフの人件費 ・座談会等を行うスタッフの人件費
食材購入費	・食材、調味料など(通常より著しく高額と判断される経費は対象外)
会場使用料	・会場使用に係る使用料
物品購入費	・消耗品費 活動に必要な消耗品費の購入経費(耐用年数が1年未満かつ1件当たりの金額が3万円未満のものに限る。3万円以上になるものは市に事前相談をすること)
通信運搬費	・連絡調整に係る費用
広報費	・事業周知のためのチラシ作成の印刷製本費等
保険料	・開催時の不測の事態によるけが等に対応できる保険に加入する経費
その他	・勉強会への外部講師に対する謝礼 ・職員等のスキル向上のための研修講師謝礼、書籍購入費等

7 補助対象期間

補助対象期間は、補助金交付要綱第8条の交付申請に定める交付申請書が提出された日の属する月の翌月 1 日からその年度の 3 月末日までとする。

8 応募方法

以下の申請書類に必要事項を記入し、提出すること。

なお、応募に要する経費は、全て応募団体の負担とし、提出書類は、選考結果にかかわらず返却しないものとする。

また、補助対象事業開始日の属する月の前月末までに下記の申請書類等を提出すること。

(1) 提出書類

(ア) 宇部市産前・産後サポート事業補助金交付申請書(様式第1号)

(イ) 事業計画書(様式第2号)

(ウ) 収支予算書(令和8年度分)(様式第3号)

(エ) 誓約書(様式第4号①、②及び別紙)

(2) 提出方法

持参又は郵便により提出のこと(郵送の場合は期限内必着のこと。)

提出場所「14 事務局(問い合わせ先)」に同じ

※持参の場合は、8時30分から17時15分まで

(ただし、土曜日・日曜日・祝日は除く。)

(3) 応募期間

令和8年2月27日(金)～令和8年3月13日(金)

9 失格事項

参加団体が次のいずれかに該当する場合は、当該団体を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たさなかった場合

(2) 事業計画書等に虚偽の記載があった場合

(3) 選定の公平性を害する行為があった場合

(5) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

10 その他留意事項

(1) 事業計画書等の提出に係る費用については、全て参加団体の負担とする。

(2) 提出期限後の事業計画書等の修正又は変更は、原則として認めない。

(3) 提出された全ての提出書類は返却しない。

(4) 事業計画書等については、補助事業者の選定のために使用するが、公開請求があった場合は、宇部市情報公開条例に基づき公開するものとする。

(5) 応募受付後に参加を辞退する場合は、その旨を書面により提出すること。

(6) 本募集に係る契約については、令和8年3月市議会における予算の議決が前提であり、変更することがある。

11 交付決定

市長は、提出された申請書等を基に審査し、別表の審査基準において6割以上の評価を得た

応募者で審査結果が上位の方から、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、その可否を応募団体に通知する。

なお、同じ得点の場合は、評価項目1の評価点が高い団体を優先して採択する。

また、審査の過程で、必要に応じて応募団体に対し聞き取りを行う場合がある。

12 交付の取消

市長は、補助金の交付決定の取消し又は変更を行ったときは、宇部市産前・産後サポート事業補助金事情変更による交付決定(取消・変更)通知書(様式第15号)により補助事業者に通知するものとする。

13 その他

補助対象事業において、補助事業者が対象者に事業を実施する際には、本人及び保護者の同意を得てから実施する等の配慮をすること。

その他の要件等は、「宇部市産前・産後サポート事業補助金交付要綱」を確認すること。

14 事務局(問い合わせ先)

宇部市役所 こども未来部 こども支援課

〒755-0033 宇部市琴芝町二丁目4番25号

電話:0836-31-1732 FAX:0836-21-6020

Eメール:ubehapi@city.ube.yamaguchi.jp

別表(評価基準)

評価項目	評価基準	配点
1 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none">・事業の目的を十分理解した活動内容となっているか。・利用者の公平な利用とニーズを把握し、サービス向上(サービスの質の確保)のための適切な方策等が講じられているか。	15
2 実施体制	<ul style="list-style-type: none">・市や関係機関と情報共有できる仕組みとなっているか。・妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について相談支援できる体制となっているか。	15
3 危機管理体制	<ul style="list-style-type: none">・参加者の安全管理、感染症対策、事故防止対策等のための適切な方策が講じられているか。	5
4 事業経費	<ul style="list-style-type: none">・適正な事業内容に見合った経費の見積もりとなっているか。	5
5 事業遂行能力	<ul style="list-style-type: none">・団体の状況及び過去の活動実績等からみて、確実に事業を遂行できる能力を有しているか。	10